

1. 今回の審議において、次の論点を含めていただきたくお願いします。

- (1) 現在の相談員は、非常勤公務員が76%、民間団体職員が22%である。この位置づけのままで、待遇改善が行えるのか？
生活給ではなく報酬を、条例の定めで支給する、法制度では、どんな事実上の天井があるか？
- (2) 現在の相談員に対して、一般職常勤公務員への中途採用試験を実施することを考えた際に障害となるものは何か？ 人件費負担の面と、公務員定数管理の面、その他の面で。
- (3) 地方消費者行政の管理監督者層、担当職員層の人数が半減し、また2～3年ごとの転勤により弱体化している現状と、その改善の方策は何か？
- (4) 民間委託先の相談員の処遇の実態と、民間委託の是非？
- (5) 平成20年夏と平成21年春に、地方消費者行政活性化基金の交付要綱において、財務省が相談員の待遇改善に使用できない、とした理由は何か？

2. 消費者庁への質問について

- (1) 第2回調査会で消費者庁に対して、地方交付税の積算について質問をしました。その一部は第3回調査会に消費者庁から資料が提出され、回答されました。しかし、「地方交付税の積算における相談員報酬年300万円は、地方交付税の他の行政分野の職員人件費と比べて、高い方か、低い方かを示してほしい」の質問の回答が未回答なので、回答をお願いします。
- (2) 6月25日に、消費者庁地方消費者行政推進本部の配布資料として、地方消費者行政活性化基金の活用状況等の資料が公表されました。ここに、「相談員の処遇改善(報酬の引上げ)実施自治体数」が記載されているが、逆に、「当市では相談員の報酬が引き下げられた」という話をいろんな所で耳にします。「相談員の報酬引下げ自治体数」は資料に記載されていないので、回答をお願いします。
- (3) 上記の地方消費者行政活性化基金の活用状況等の「資料2」に、「消費者行政予算(自主財源)の動向(21年度)」という欄があります。これは、「狭義の消費者行政予算」なのか、「広義の消費者行政予算」なのかをご教示をお願いします。

さらに、市町村は集計が大変だと思うので都道府県だけでいいですから、この3年間の「狭義の消費者行政予算」の一般財源の推移、すなわち、平成20年度実績(基金実施前)、平成21年度実績(基金1年目)、平成22年度当初予算(基金2年目)を、都道府県ごとにご教示をお願いします。

3. 地方消費者行政の現況調査、現状分析のご報告に対する質問について

消費者庁は、この現況調査で「今後の地方消費者行政の在り方の検討のための基礎資料となる極めて重要な調査」と述べて、都道府県・市区町村に18種類のアンケート調査票に記入させ提出させました。しかし、各調査票の各調査項目が「地方消費者行政の現状分析」または「地方消費者行政の現況調査」の資料中で公表されているかを突き合せてみたところ、下記のとおり、かなりの項目が公表されていません(以下のゴシック体の部分が非公表)。非公表の部分について、提出をお願いします。

記

調査票1「消費者行政担当部署及び所掌事務」

現況調査1頁に専管部署の設置状況の総括表のみ掲載。

各都道府県別・市町村別の内容が、非公表

調査票2「消費生活センターの一覧」

現況調査2～4頁に総括表を掲載。現況調査6頁～57頁に個別の内容を全部掲載

調査票 3「担当職員・相談員等設置状況」

現況調査 59 頁～61 頁に総括表のみ掲載。

資格保有者の数は、総括的に「現状分析」27 頁～30 頁に掲載されているが、**現況調査では非公表**
警察(現役・0B)の人数は、非公表

兼務職員についての消費者行政の事務のウエイトは、総括的に「現状分析」21～23 頁に掲載されているが、**現況調査では非公表**

職員の担当事務内容は、非公表

窓口対応日は「現状分析」31 頁～33 頁、39 頁～43 頁に掲載されているが、**現況調査では非公表**
相談員数は、複数自治体に掛け持ち勤務している人は複数カウントされたのか、実数か、疑問？

調査票 4「消費生活相談員の採用形態・待遇」

地方公務員法等上の位置づけは、総括的に「現状分析」44 頁～46 頁に掲載。**現況調査では非公表**
契約上の雇用期間・更新制限・更新回数は、総括的に「現状分析」54 頁～56 頁に掲載。**現況調査では非公表**

定年制の有無は、非公表

勤務時間は、総括的に「現状分析」の 48 頁～50 頁に記載。**現況調査では非公表**

※平均勤務時間は、「出勤日 1 日あたり勤務時間」なのか、「分母に非番の日も含めて週 5 日で割った 1 日あたり勤務時間」なのか、疑問？ また週 30 時間以上勤務している相談員数は何人か？

報酬形態・報酬額は、平均値を「現状分析」51 頁～53 頁に掲載。**現況調査では非公表**

通勤手当の支給の有無は、非公表

時間外勤務手当の有無は、総括的に「現状分析」56 頁～58 頁に掲載。**現況調査では非公表**

雇用保険の加入の有無は、総括的に「現状分析」58 頁～60 頁に掲載。**現況調査では非公表**

厚生年金の加入の有無は、非公表

健康保険の加入の有無は、非公表

有給休暇制度の有無は、非公表

昇給制度の有無は、非公表

退職金の有無は、非公表

調査票 5「予算」

現況調査 69 頁～87 頁に総括的に掲載

狭義の消費者行政予算、関連部局における消費者行政予算、それぞれの用途別の内訳が、非公表
基金の対象の常勤職員の時間外手当の金額と用途別内訳が、非公表

調査票 6～8「苦情・相談件数」

苦情・相談件数、あっせん件数を調査しているが、まったく、非公表

調査票 9「消費者行政関係調査実施状況」

現況調査 69 頁～79 頁に全部掲載

調査票 10「消費者行政関係研修実施・参加状況」

現況調査 80 頁～125 頁に全部掲載

調査票 11「庁内各機関等の会議、推進本部等実施状況」

現況調査 126 頁～160 頁に全部掲載

調査票 12「消費者団体支援・育成事業」

現況調査 161 頁～167 頁に全部掲載

調査票 13「消費者教育・啓発・広報」

現況調査 168 頁～214 頁に全部掲載

調査票 14「市区町村等支援・連携事業」

現況調査 215 頁～220 頁に全部掲載

調査票 15「事業者指導・法執行実施状況」

現況調査 222 頁～225 頁に全部掲載

調査票 16「消費生活条例等の制定状況」

現況調査 226 頁～236 頁に全部掲載

調査票 17「苦情処理委員会等の開催状況」

現況調査 237 頁～242 頁に全部掲載

調査票 18「専門家の活用状況」 現況調査 243～247 頁に掲載されているが、「**頻度・謝金**」は、**非公表**